

令和 7 年 7 月 31 日

保険医療機関 開設者 様

近 畿 厚 生 局

施設基準の適合性の確認について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、施設基準を届け出ている保険医療機関は、毎年8月1日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果について報告することとされています。

つきましては、8月1日現在で貴院が届け出ている施設基準について要件を満たしているか、下記の手順により貴院で確認し、施設基準の要件を満たしていないものがある場合は、「施設基準の適合性の確認について（報告）」により、令和7年8月29日（金）までに提出してください。

記

1. 確認手順について

(1) 施設基準の要件の確認

- ① 8月1日現在で貴院が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか貴院で確認してください。
- ② 貴院が届け出ている施設基準が不明の場合は、近畿厚生局ホームページに掲載している「届出受理医療機関名簿」をご参照ください。

(2) 施設基準の要件を確認した結果

- ① すべて要件を満たしている場合
「施設基準の適合性の確認について（報告）」の作成は不要です。
- ② 要件を満たしていない施設基準がある場合
「施設基準の適合性の確認について（報告）」の「要件を満たしていない施設基準名」の欄に当該施設基準名を記入の上、提出してください。
併せて、要件を満たしていない施設基準の「辞退届」を提出してください。

2. 届出が不要となっている施設基準の要件の確認について

届出が不要となっている下記の施設基準について、診療報酬を算定している場合は、要件を満たしているか、貴院で確認してください。

確認の結果、下記の施設基準のみ要件を満たさない場合には、前記1(2)②の報告は不要です。

なお、要件を満たしていない場合は、診療報酬を算定できないので、ご留意ください。

(届出が不要となっている施設基準)

- | | |
|--------------------|--|
| ・夜間・早朝等加算 | ・在宅時医学総合管理料の注8 |
| ・医療情報取得加算 | ・施設入居時等医学総合管理料の注5 |
| ・明細書発行体制等加算 | ・一般名処方加算 |
| ・臨床研修病院入院診療加算 | ・耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算 |
| ・妊産婦緊急搬送入院加算 | ・経皮的冠動脈形成術 |
| ・重症皮膚潰瘍管理加算 | ・経皮的冠動脈ステント留置術 |
| ・強度行動障害入院医療管理加算 | ・内視鏡的小腸ポリープ切除術 |
| ・がん拠点病院加算 | ・腎腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固によるもの） |
| ・高度難聴指導管理料 | ・膀胱頸部形成術（膀胱頸部吊上術以外）、埋没陰茎手術及び陰嚢水腫手術（鼠径部切開によるもの） |
| ・アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料 | ・医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術 |
| ・小児抗菌薬適正使用支援加算 | |
| ・夜間休日救急搬送医学管理料 | |
| ・がん治療連携管理料 | |
| ・遠隔連携診療料 | |
| ・認知症専門診断管理料 | |
| ・連携強化診療情報提供料 | |

3. 提出先及び問い合わせ先

前記の報告書等は貴院の所在地を管轄する府県事務所等へ提出してください。

府県	提出先 お問い合わせ先	
福井県	近畿厚生局 福井事務所	〒910-0019 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎7階 TEL 0776-25-5373
滋賀県	近畿厚生局 滋賀事務所	〒520-0044 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎6階 TEL 077-526-8114
京都府	近畿厚生局 京都事務所	〒604-8153 京都市中京区烏丸通四条上ル笋町691 りそな京都ビル5階 TEL 075-256-8681
大阪府	近畿厚生局 指導監査課	〒540-0011 大阪府中央区農人橋1-1-22 大江ビル8階 TEL 歯科 06-7663-7666 医科 06-7663-7663
兵庫県	近畿厚生局 兵庫事務所	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎2階 TEL 078-325-8925
奈良県	近畿厚生局 奈良事務所	〒630-8115 奈良市大宮町1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル2階 TEL 0742-25-5520
和歌山県	近畿厚生局 和歌山事務所	〒640-8143 和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎5階 TEL 073-421-8311